

船上地質サンプル等処理調査業務労務費見積規程

制定平成30年5月7日
(改訂令和6年2月20日)
一般財団法人国際資源開発研修センター

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人国際資源開発研修センター（以下「センター」という。）が受託し、又は請け負う海洋資源調査船における船上地質サンプル等処理調査業務（以下「船上調査業務」という。）の実施に必要な経費の見積りに適用する作業者の労務費単価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(総則)

第2条 船上調査業務の実施に必要な経費の見積りは、この規程に定めるところにより計算するものとする。

- 2 受託等事業の契約額は、この規程により見積る額による。ただし、当該受託等事業を委託又は発注する者（以下「委託者等」という。）の事由により、この規程に基づき見積る額により契約を締結することができない場合は、委託者等とセンターとの間で協議することとする。
- 3 労務費の計算は、当該受託等事業に従事した役職員について、次条に定めた労務費単価を当該受託等事業に従事した時間数又は日数を乗じて得た額とする。

(労務費単価)

第3条 当該受託等事業に従事する船上調査技術者の見積労務費単価は、当該受託事業等に従事する役職員の職位、能力等に対応する船上調査技術者の職種に応じた、別表1に示す平均単価とする。なお、業務の内容によっては、従事する可能性のある最も下位の職位の者の単価を用いる場合がある。また、実際の従事者の単価が止むを得ない事情で見積もり単価を上回る場合、表1の日額実勢単価の範囲を超えないようにつとめるものとする。

- 2 当該受託事業に従事する者が船上調査技術者として出向した者である場合は、出向元との間の約定に基づく出向の対価から算出した時間単価を作業者の労務費単価とする。
- 3 船上調査技術者を除く受託等事業に従事する一般の労務費単価は、当該受託等事業に従事する役職員の人件費単価による。なお、当該受託等事業に従事する役職員が出向者であるときは、出向元との間の約定に基づく出向の対価から算出した時間単価を作業者の労務費単価とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、船上調査技術者以外の役職員又は船上調査技術者以外の出向者が、船上調査技術者と同等に船上において調査業務に従事した場合に、当該従事者の労務費単価が別表 1 の最も下位の職位の単価より低額である場合は、本条第 1 項の規定を準用して、その差額相当額の一部又は全部を別に定めるところにより手当等として支給することができる。
- 5 当該受託等事業に従事する者がスタッフ等で多量の定型業務を行う場合、別途調整の上、分量あたりの単価を設定して用いる場合がある。
- 6 労務費単価には、次の賃金、手当では含まれていない。
 - ア 時間外、法定休日、所定休日、深夜の労働における割増賃金
 - イ 各職種の通常の作業条件又は作業内容を越えた労働に対する手当

(労務費単価の改定)

第 4 条 前条に定める労務費単価について、実態に照らして著しく差異が生じる等の事情が発生した際にはこれを改定することができる。

(雑則)

第 5 条 この規程に定めがないこと又はより難しいことについては、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。(平成 30 年 5 月 7 日制定)
- 2 この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から適用する。(令和 6 年 2 月 20 日改訂)

別表 1

船上地質サンプル等処理調査業務従事技術者労務費単価

技術者の職種	日額平均単価 (1日8時間)	1時間平均単価 (1日8時間)	日額実勢単価の幅
船上調査主任技術者	別途定める		別途定める
船上調査技師長	別途定める		別途定める
船上調査主任技師	91,400	11,425	77,600~105,200
船上調査技師(A)	80,800	10,100	67,900~93,700
船上調査技師(B)	66,200	8,275	49,800~82,600
船上調査技師(C)	53,000	6,625	38,000~68,000
船上調査技術員	46,200	5,775	36,700~55,700

(単価の単位:円、税抜き)

本表は、海底着座型掘削装置、船上設置型掘削装置又は遠隔操作型無人潜水機等の海洋地質調査機器を設備した海洋調査船等に搭乗し、海底熱水鉱床等の海洋鉱物資源の資源量調査等において船上地質サンプル等処理調査業務に従事する技術者に適用する。(本表の労務費単価は、海洋鉱物資源地質調査実績企業等からの見積情報等に基づき見直し、改定する。)

基準日額は1日単価(8時間)を示す。

【参考】

(1) 海洋鉱物資源の資源量調査における技術者の職種区分定義

- ① 船上調査主任技術者 : 海洋調査船等に搭乗し、先例が少なく、特殊な工法や解析を伴う極めて高度あるいは専門的な業務を指導統括する能力を有する技術者。
工学以外に社会、経済、環境等の多方面な分野にも精通し、総合的な判断力により業務を指導、統括する能力を有する技術者。
工学や解析手法の新規開発業務を指導、統括する能力を有する技術者。
- ② 船上調査技師長 : 海洋調査船等に搭乗し、複数の非定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。
- ③ 船上調査主任技師 : 海洋調査船等に搭乗し、定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。
- ④ 船上調査技師(A) : 海洋調査船等に搭乗し、一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型的

な業務を担当する。

- ⑤ 船上調査技師（B）：海洋調査船等に搭乗し、一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する。
- ⑥ 船上調査技師（C）：海洋調査船等に搭乗し、上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する。
- ⑦ 船上調査技術員：海洋調査船等に搭乗し、上司の指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。また、補助員を指導して基礎的資料を作成する。

なお、職種区分定義で示されている定型業務、非定型業務については下記を参考に判断するものとする。

- 定型業務
 - ・調査項目、調査方法等が指定されており、作業量、所要工期等も明確な業務
 - ・参考となる類似業務があり、それらをベースに応用することが可能な比較的簡易な業務
 - ・設計条件、計画諸元の設定等が比較的容易で、立地条件や社会条件により業務遂行が大きく作用されない業務
- 非定型業務
 - ・調査項目、調査方法等が未定で、コンサルタントとしての経験から最適な業務計画、設計手法等を確立して対応することが求められる業務
 - ・比較検討のウエイトが高く、かつ新技術または高度技術と豊かな経験を要する大規模かつ重要構造物の設計業務
 - ・文化性、芸術性が特に重視される業務
 - ・先例が少ないか、実験解析、特殊な観測・診断等を要する業務
 - ・委員会運営や関係機関との調整等を要する業務
 - ・計画から設計まで一貫した業務

以上